

呉市建設コンサルタント等業務における合冊入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市及び呉市上下水道局が発注する測量及び建設コンサルタント等業務について、円滑で適正な業務の実施を行うことを目的として、複数の委託契約を同一の者と締結する必要がある場合において、当該複数の委託契約に係る競争入札を一つの案件として行うこと（以下「合冊入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当課等)

第2条 合冊入札を行う複数の業務については、一つの業務とみなし、事業の起因となる業務を主体業務と、他の業務を関連業務とする。

2 合冊入札による業務委託（以下「合冊業務」という。）の主務課（以下「主務課」という。）は、主体業務の担当課とする。ただし、特別な事情がある場合には、この限りでない。

(対象案件)

第3条 合冊入札の対象となる業務は、次の各号のいずれにも該当する業務とする。

- (1) 主体業務及び関連業務（以下「主体業務等」という。）におけるそれぞれの設計金額が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号で定める額を超えること。
- (2) 主体業務等を一つの業務として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (3) 主体業務等をそれぞれ発注すると、契約不適合責任の範囲が不明確となる等の理由により、同一の者と契約することが適当であると判断されること。
- (4) 主体業務等の実施場所、履行期間及び業務の種類が同一であること。
- (5) 主体業務等の委託契約の締結を同時に行うことができること。

(実施の決定)

第4条 合冊入札の実施については、呉市建設工事請負業者選定に関する規程（昭和39年呉市訓令第8号）第8条に規定する呉市入札参加業者選定委員会の審査を経て決定するものとする。

(設計金額等の算出)

第5条 主体業務等の設計担当者は、それぞれの業務の経費等を調整した上で主体業務等の設計金額を算出するものとし、その合計額を合冊業務の設計金額（以下「合冊設計金額」という。）とする。

2 合冊業務の予定価格は、主体業務等の予定価格を合計した額とする。

3 合冊業務の最低制限基準価格は、主体業務等の最低制限基準価格を合計した額とする。

(入札書)

第6条 合冊入札に係る入札書は1とし、当該業務に係る入札公告（指名競争入札で行う案件においては、指名通知書。第7条において同じ。）に記載した業務名

及び主体業務に係る業務委託料と関連業務に係る業務委託料との合計金額を記載するものとする。ただし、当該合計金額には消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

（業務費内訳書）

第7条 合冊入札に係る業務費内訳書は1とし、当該業務に係る入札公告に記載した業務名及び主体業務に係る積算内訳と関連業務に係る積算内訳とを併記して記載するものとする。

（電子入札）

第8条 電子入札システムを使用して主体業務の発注者へ提出された入札その他の書類は、関連業務の発注者へも同様に提出されたものとみなす。

（契約書）

第9条 合冊入札に係る委託契約書は、主体業務に係るものと関連業務に係るものとをそれぞれ作成するものとする。

2 主体業務等の委託契約書は同日に締結するものとする。ただし、変更契約書についてはこの限りでない。

（契約金額の算定）

第10条 主体業務等の契約金額は、合冊入札における落札者の入札額を主体業務等の設計金額の割合に応じて按分した金額（以下「税抜按分落札金額」という。）に消費税等を加算した金額とする。

2 税抜按分落札金額に千円未満の端数が生じる場合は、主体業務の税抜按分落札金額の当該端数を切り捨て、関連業務の税抜按分落札金額で調整するものとする。ただし、主務課の課長が別に計算方法を指示する場合は、この限りでない。

（入札結果等の公表）

第11条 公表する予定価格、最低制限価格及び落札金額については、それぞれ第5条第2項に規定する予定価格、同条第3項に規定する最低制限基準価格を基に算出した最低制限価格及び第6条に規定する入札金額に基づく落札金額をもって行うものとする。

（合冊業務の実施）

第12条 主体業務等の担当課は、相互の連絡等を密にして、合冊業務の設計並びに実施等の調整及び協議を行い、当該業務の円滑な実施を図らなければならない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。